

訪問看護ステーションあらた.

虐待防止マニュアル

1. 目的

利用者の尊厳の保持と人格の尊重を基本理念とし、訪問看護サービスの提供にあたって、利用者への虐待を未然に防止し、万が一虐待が発生またはその疑いが生じた場合に、迅速かつ適切に対応するための体制と手順を確立することを目的とする。

2. 虐待の定義と種類

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)等に基づき、虐待を以下の5種類に分類し、早期発見に努める。

虐待の種類	定義と具体例(訪問看護の視点を含む)
① 身体的虐待	暴力や不当な身体拘束などで身体に外傷を生じさせる、またはそのおそれのある行為。例:殴る、蹴る、必要性の低い身体拘束、過度な抑制、介護のための不適切な力加減。
② 介護・世話の放棄・ネグレクト	必要な介護や世話(医療、食事、排泄、衛生管理など)を提供しない、または意図的に低下させる行為。例:医療処置の放置、受診の必要性を無視、不潔な環境での放置、長時間の放置。
③ 心理的虐待	脅し、侮辱、無視などの言動、威圧的な態度、嫌がらせなどで心理的な苦痛を与える行為。例:暴言、拒否的な態度、利用者や家族からの訴えの無視、子どものように扱う。
④ 性的虐待	同意のない性的な行為や、性的羞恥心を覚えさせる行為。例:性器への不必要的接触、排泄介助時の不適切な言動。
⑤ 経済的虐待	利用者の財産を不当に利用したり、本人の同意なしに財産上の利益を害する行為。例:年金や預貯金の無断使用、日常生活に必要な金銭を渡さない。

3. 虐待防止のための体制と責務

3.1 組織体制の整備

- 虐待防止対策検討委員会(または虐待防止委員会)の設置:
 - 目的:虐待防止のための指針の整備、研修計画の策定、事例の検討、再発防止策の検討と評価を行う。
 - 開催頻度:定期的(概ね3ヶ月に1回以上)、および必要に応じて開催する。

- 周知徹底：委員会での検討結果は、全従業者に周知徹底する。
- ・ 虐待防止担当者（責任者）の設置：
 - 役割：虐待防止対策を適切に実施するための中心的役割を担う（指針の整備、研修の企画・実施、通報・相談窓口の調整など）。

3.2 従業者の責務

- ・ 全ての従業者は、虐待防止に関する知識を習得し、利用者の尊厳を常に意識したサービスを提供する責務を負う。
 - ・ 虐待を発見した者、または虐待の疑いがあることを認識した者は、速やかに虐待防止担当者または管理者へ通報する義務を負う。
-

4. 虐待防止のための具体的な取り組み

4.1 虐待防止のための研修

- ・ 実施頻度：年1回以上定期的に実施する。
- ・ 対象：全従業者（非常勤を含む）。
- ・ 内容：
 - 虐待防止に関する法令・制度の基礎知識
 - 虐待の種類、判断基準、具体的事例
 - 虐待が発生する要因と防止策（ストレス管理、倫理観の醸成）
 - 身体拘束廃止に向けた取り組み
 - 通報、報告、対応の手順
 - 人権擁護に関する内容

4.2 身体拘束等の適正化

身体拘束は原則禁止とする。やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の三原則に基づき、必要最小限の期間と方法で行う。

1. 切迫性：本人または他者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 2. 非代替性：身体拘束以外の代替方法がない。
 3. 一時性：身体拘束が一時的なものである。
- ・ 身体拘束の実施時は、医師の指示書に基づき、利用者・家族への説明と同意を得て、記録・再検討を徹底する。
-

5. 虐待発生時・疑い時の対応手順

5.1 報告・情報収集・初期対応

1. **発見・通報:**虐待を発見、または疑いがある場合は、速やかに虐待防止担当者および管理者へ報告する。
2. **生命・身体の安全確保:**まず利用者の安全を最優先し、緊急性の高い場合は警察や救急に通報し、医療的な処置を行う。
3. **情報収集・記録:**管理者と担当者が連携し、客観的な事実確認を行う(日時、場所、状況、関係者、言動、外傷の有無など)。証拠保全のため、詳細かつ正確な記録を作成する。

5.2 市町村への通報

- 収集した情報から、虐待の事実が確認された場合、またはその疑いが高い場合は、速やかに市町村の高齢者虐待防止担当窓口へ通報する。
- (養護者による虐待の疑いがある場合も、同様に市町村へ通報する。)

5.3 虐待防止対策検討委員会の開催

- 事実確認の結果や通報内容に基づき、速やかに委員会を開催する。
- **目的:**
 - 虐待の事実認定、原因究明
 - 再発防止策の検討・策定
 - 行為者への指導・処分を検討
 - 利用者の保護・ケア方針の再検討

5.4 再発防止策の実施と評価

- 委員会で策定した再発防止策を全従業者に周知し、速やかに実施する。
- 防止策の実施状況を定期的にチェックし、効果を評価する。
- 必要に応じて、外部の専門家(弁護士、社会福祉士など)による指導・評価を受ける。

6. 相談・苦情対応窓口

虐待に関する相談や苦情を受け付ける窓口を明記する。

- **事業所内窓口(担当者)**
 - 担当者名:山村 充広(虐待防止担当者)
 - 連絡先:0120-402-327
- **事業所外窓口(行政・専門機関)**
 - 徳島市および周辺市町村 高齢者虐待防止担当窓口

- 地域包括支援センター
 - 国民健康保険団体連合会(国保連)
 - 徳島県(都・道・府)
-

7. マニュアルの閲覧および改正

- ・ **閲覧**: このマニュアルは、全従業員に周知徹底し、いつでも閲覧可能な状態に保つ。
- ・ **改正**: 法令等の改正や委員会での検討結果に基づき、必要に応じてマニュアルを改正する。